

遊佐町環境保全型農業推進方針

平成 8 年 3 月 27 日

山形県 遊佐町

改訂 平成 13 年 4 月 1 日

改訂 平成 20 年 2 月 19 日

改訂 平成 24 年 3 月 26 日

改訂 平成 25 年 6 月 17 日

1 基本的な考え方

(1) 主 旨

遊佐町は西に日本海を望み、北に秀峰鳥海山を頂き山形県の北端に位置する。肥沃で平坦な地形、豊富な水資源、適度な海からの季節風等、良質米産地としての条件が整っており、稲作を基幹作物とし、海岸砂丘ではメロン、大根等の野菜栽培、中山間部では養豚を中心とした畜産を組み合わせた複合経営が展開してきた。

農家数は約 1,200 戸、農地面積は 3,890 ha となっている。

農地全体の 87% を占める水田を活用した米は、その生産量の約半分が産直提携している生活クラブ生協に出荷販売されている。その生産は約 500 戸の生産者で行われ、その組織である遊佐町共同開発米部会は消費者と数量・単価について調整している。

生活クラブ生協との提携交流は 24 年来に及び、この間、農作物は低農薬、有機栽培を基本として生産してきた。

遊佐町は鳥海山の伏流水が町内いたるところに湧出する湧水の町である。100%、湧水の川「牛渡川」をはじめ、遊佐町の良好な湧水群をいかにして後世に残していくかは、町として大きな課題である。遊佐町の農業においても、作物を育む良好な水環境の維持のため、環境に配慮した適正な施肥や耕畜連携等の環境保全型農業を推進していくことは重要な課題である。そのため、今後も特別栽培米の拡大やエコファーマーの取得にも積極的に取り組み、土づくりを基本にした環境保全型農業に取り組んでいくとともに、生物多様性保全をより重視した農業生産を推進する。このため、カエルやトンボ等の生物や鳥類と共生する農業生産の推進を図る観点で、冬期湛水管理、夏期湛水管理、簡易ビオトープの設置などを行う。

わが国の農業は、単に食料の安定生産にとどまらず、より安全でより高品質な農作物が消費者から求められているほか、国土保全、水源かん養、生物多様性保全、景観保持等の観点から果たしている役割、機能が見直されてきている。

これらのことを鑑み、本町（遊佐町）は月光川の清流を守る条例の制定、合成洗剤追放運動等、環境を守る行政を展開してきた。更に山形県環境保全型農業推進方針及び、山形県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を受け、生産者と消費者の連携強化を図るために、本方針を策定するものである。

(2) 目 標

生活クラブ生協との交流による消費者ニーズの把握に努めながら、以下の 4 つの柱を掲げ環境保全型農業を推進する。

- ①持続性の高い農業生産方式（エコファーマー）の導入の促進
- ②水資源の保護
- ③低農薬栽培による生産技術の向上
- ④耕作放棄地の利用の推進

（3）推進体制

遊佐町農業振興協議会において、関係各団体等から協力・助言を得ながら、環境保全型農業を推進する。

（4）普及・啓蒙

環境保全や安全な食糧に対する消費者のニーズは非常に高いものがあり、消費者と生産者の交流を深めることにより、環境保全型農業への生産者の関心を高める。また、本方針を農業者等に周知徹底するため、各種会議、ならびに広報等の周知文書を通して周知を行う。

2 推進方策

持続性の高い農業生産方式の導入の促進

環境保全型農業を推進するにあたり、土をつくるという農業の基本に立ち返り適切な施肥、堆肥の投入を行いながら積極的に土づくりを進める。また、局所施肥などの化学肥料低減技術、機械除草や除草用動物を利用しての化学農薬低減技術も推進する。国土保全、水源かん養、生物多様性保全、景観保持等農業の果たしている役割を改めて見直し、いつまでもこの豊かな環境を残すための取り組みを進めていく。

具体的な推進方策は、以下のとおりとする。

① 土づくり・施肥

土壤診断を実施し、診断結果に基づいた適切な施肥を行う。

堆肥センター及び、町内の畜産農家で生産される堆肥の投入を積極的に行う。

局所施肥など、化学肥料の投入を低減する取り組みも積極的に行う。

② 防除

要防除水準を踏まえ、かつ病害虫の発生を監視し、適期・適正防除に努める。

マルチフィルム等の利用など、肥培管理の改善による耕種的防除方法を積極的に活用する。

粒剤等飛散の少ない薬剤や飛散防止ノズルの使用を推進し、危害防止に努める。

③ その他

水田生態系の質的向上につながる冬期湛水管理や有機農業などの実施を推進する。

冬期湛水管理、夏期湛水管理、簡易ビオトープの設置については、畦塗り等により湛水状態の維持に努めるものとする。

④ 町ぐるみの合成洗剤追放運動、月光川の清流を守る基本条例の制定等、水資源の保護に関する町民の高い意識に立脚して、水資源の保護の面からも、化学肥料、農薬使用の規制に取り組む。

⑤ 耕作放棄地の利用の促進

耕作放棄地の所有者の理解を得ながら貸与・転用を進める。